

平成 25 年（ワ）第 38 号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原 告 中島 孝 外

被 告 国 外 1 名

## 意見陳述書

2017（平成29）年3月21日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 渡 邊 純

本日の法廷で、3人の原告が意見陳述をしています。幼いうちから「放射能」などという言葉が投げかけられる幼い子ども、そして、それを間近で聞かされる母親のやり場のない思い。大事な農地を汚染され、生産意欲を奪われながらも、必死で農業を続ける農家。突然住み慣れた家での生活を奪われ、荒れ果てた家を見るのが嫌だと語りながら、それでもふるさとをあきらめられない避難者…。裁判官におかれては、こうした被害の訴えを、自分や自分の家族の身にふりかかったものとして、想像していただきたいのです。

あなたに、幼い子がいると想像してみてください。原発事故とその後の放射性物質放出によって、その子の頭の上から、放射性物質が降ってきて、かけがえのない、自分の愛する子が、望んでもいない被ばく、全く有用性のない被ばくを被らざるを得ない状況になったとします。そして、加害者である国や原子力事業者から、『追加被ばく量はわずかで、追加被ばくによる健康影響のリスク上昇は、統計的に

も観測できず、他の健康影響に隠れてしまう程度のわずかなものですから、あなたは法益侵害を被ってはいません。あなたの被害は、科学的な根拠のない危惧不安のたぐいです』と言われたら、あなたはどのように感じますか。

リスクの客観的な程度については、科学的知見をもって語る事ができたとしても、そのリスクを、わずかなものとするか、無視できないリスクと考えるかは、科学の問題ではなく、一人一人の判断に委ねられるべき問題です。しかも、その判断は、本件事故によって、被害者らに、日々強いられているものです。被ばくを余儀なくされた被害者にとっては、仮に、1000人に1人、1万人に1人の確率だと言われても、『かけがえのない我が子はその1人になってしまい、万が一にもがんで死ぬようなことがあったら…』と考えれば、我が子の被ばくを少しでも少なくするために、必死で努力をするのが、人の親として、ごく当たり前の反応ではないでしょうか。原告らは、その当たり前の心情や精神的苦痛を、そして、そうした努力をした結果としての生活上の様々な利益の毀損を、原発事故による損害として訴えているに過ぎないのです。被告らの主張は、こうした人として極めて当たり前の心情、当たり前の行動を無視し、『極端な人の過敏な反応』『科学的根拠のない危惧不安のたぐい』と決めつけるかのようなものであり、まさに被害の隠蔽と言わざるを得ません。

過去の公害事件において、加害企業や必要な規制を怠った規制当局は、被害隠しを行い、賠償水準を低く抑えようと奔走してきました。本件原発事故でも、被告国や被告東京電力は、原子力事業者の無過失を前提とする中間指針等による賠償水準で十分であるという主張を繰り返しています。数日前、前橋地裁で本件原発事故による避難者らの提起した訴訟についての判決がありました。新聞報道等では、判決は被告国及び被告東京電力の過失を認定したとのことですが、認容された賠償水準は、きわめて低い水準にとどまりました。裁判所が、中間指針等にとらわれた結果と言わざるを得ません。しかし、本件原発事故が被告らの過失によるものであること、そして、中間指針等に基づく賠償では、原告らの塗炭の苦しみを慰謝することが到底不可

能であることが明白となった今、裁判所の判断が、中間指針等に拘束されるいわれは全くありません。原告らの被害は、被告らの過失によって、何の罪もない原告ら地域住民に一方的に押しつけられたものであり、こうした加害と被害の構造は、賠償水準に適切に反映される必要があります。

被害の実態と被害の構造を直視した、勇気ある判決を切望します。

以上